

# ○大府市健康づくり推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う保健事業の充実を図るため大府市健康づくり推進員（以下「推進員」という。）を設置するものとし、推進員が地域住民に密着した活動を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(推進員の依頼)

第2条 推進員は、推進員養成講座修了者で保健事業に熱意のある者及び保健推進のための知識を有する者のうちから市長が依頼する。

(推進員の任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(推進員の業務)

第4条 推進員は、地域住民に密着した活動を行うため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康づくりについての知識等の啓蒙普及に関する業務
- (2) 健康診査、相談等の開催及び参加に関する業務
- (3) 母子保健事業に関する業務
- (4) 地区の保健衛生組織に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) その他目的達成に必要と認める業務

(推進員証の交付等)

第5条 市長は、推進員に依頼した者に対し推進員証（第1号様式）を交付する。

2 推進員がその職を失したときは、速やかに推進員証を市長に返却しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 推進員は、第4条に定める業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の人権を尊重するとともに、その業務の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、業務を行うに当たっては、推進員証を携行するものとする。

(推進員の育成)

第7条 市長は、推進員を育成するため、推進員が業務を実施するに当たって必要な知識及び技術を得るための講習会、研究会等を開催する。

(記録)

第8条 推進員は、業務を行ったときはその状況を活動記録表（第2号様式）に記載しなければならない。

(健康づくり推進員協議会)

第9条 推進員は、業務の実施に当たり、推進員相互の連絡及び効果な活動を行うため、大府市健康づくり推進員協議会を組織する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。